

農林水第233号

監第890号

令和2年（2020年）3月12日

熊本県建設業関係団体各位

熊本県農林水産部長

熊本県土木部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置の延長等について

このことについて、本県における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事及び業務の一時中止の対応等については、「新型コロナウイルスの感染症の感染拡大に向けた工事等の一時中止措置等について」（令和2年2月28日付け農林水第219号・監第849号）等によりお知らせしたところですが、今般、別添のとおり国土交通省土地・建設産業局建設業課長から事務連絡がありました。

そこで、国の取扱いを踏まえ、本県における一時中止期間の延長等の取扱いを別添のとおり定めましたので、貴団体会員へ周知くださるようお願いいたします。

具体的には、一時中止の期間を、最長で令和2年（2020年）3月31日までの期間とします。